

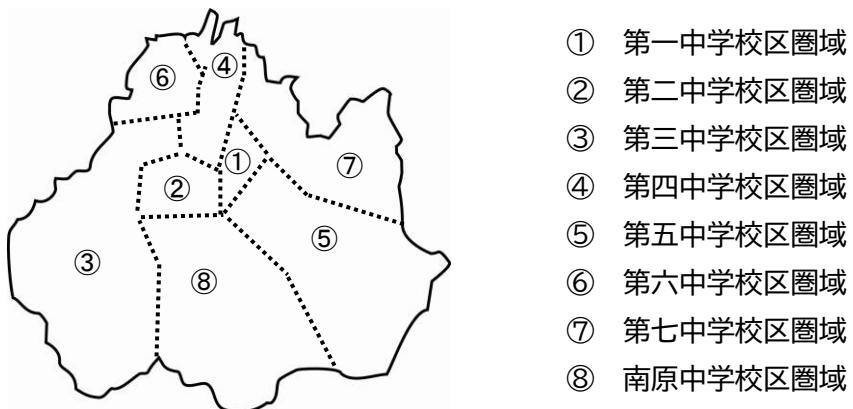
第4章

介護保険事業の見込

1 日常生活圏域の設定

(1) 本市の日常生活圏域

平成18年度以降、地理的条件や人口等の社会的条件を勘案した日常生活圏域を市町村において設定することとなりましたが、本市では各圏域の面積や人口、介護保険サービスの供給体制などを踏まえ、中学校区を第3期計画期間より日常生活圏域としてきましたが、引き続き第8期計画期間中も設定することにします。



※①～⑧：旧中学校圏域で設定しています。

(2) 日常生活圏域の状況

各圏域共に一定の人口規模を確保しています。認定者数については、介護老人福祉施設のある圏域で認定率が高い傾向がありますが、それ以外の圏域では概ね同程度の認定率となっています。

【日常生活圏域毎の人口等】										(単位：人)
人口		1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中	計
高齢者の状況	前期高齢者数(B)	1,885	1,973	1,567	2,025	1,359	958	1,353	681	11,801
	後期高齢者数(C)	2,262	2,350	2,121	1,994	1,545	1,024	1,324	792	13,412
	高齢者数(D)	4,147	4,323	3,688	4,019	2,904	1,982	2,677	1,473	25,213
	前期割合(B)÷(D)	45.45	45.64	42.49	50.39	46.80	48.34	50.54	46.23	46.81
	後期割合(C)÷(D)	54.55	54.36	57.51	49.61	53.20	51.66	49.46	53.77	53.19
	高齢者割合(D)÷(A)	33.16	29.54	32.77	28.64	32.48	36.33	31.98	37.56	31.87
認定の状況	2号	13	17	11	13	6	6	11	7	84
	1号(E)	747	755	675	621	437	427	506	272	4,440
	(前期高齢者数)	70	75	61	45	39	52	51	23	416
	(後期高齢者数)	677	680	614	576	398	375	455	249	4,024
	合計	760	772	686	634	443	433	517	279	4,524
	認定率(E)÷(D)	18.01	17.46	18.30	15.45	15.05	21.54	18.90	18.47	17.61

※令和2年10月1日現在

【日常生活圏域毎の事業所数】

サービス種類	1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中	総計
居宅サービス									
訪問介護	2	6	5	7	2	0	3	2	27
訪問入浴介護	0	0	1	3	0	0	0	0	4
訪問看護	3	2	1	1	0	1	0	0	8
訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0	1	1
通所介護	4	1	4	6	2	3	2	1	23
通所リハビリテーション	0	0	2	0	0	0	0	1	3
福祉用具貸与	1	1	2	3	1	0	0	0	8
特定福祉用具購入	1	1	2	3	1	0	0	0	8
短期入所生活介護	1	0	2	1	0	2	2	1	9
短期入所療養介護	0	0	1	0	0	1	0	1	3
定期巡回・随時対応型訪問介護看護※	0	1	1	0	0	0	0	0	2
地域密着型通所介護※	2	3	1	3	0	1	0	0	10
認知症対応型通所介護※	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護※	3	2	1	2	1	0	1	1	11
看護小規模多機能型居宅介護※	0	1	0	0	0	1	0	0	2
居宅療養管理指導	24	31	13	46	4	2	6	0	126
居宅介護支援	5	2	7	8	1	2	3	3	31
介護予防支援	0	1	0	1	0	2	1	0	5
施設・居住系サービス									
認知症対応型共同生活介護※	2	0	2	3	4	1	1	0	13
特定施設入所者生活介護	0	0	1	2	0	0	0	1	4
介護老人福祉施設	1	0	0	0	0	2	2	1	6
介護老人保健施設	0	0	1	0	0	1	0	1	3
介護療養型医療施設	0	0	1	0	0	0	0	0	1

令和2年10月1日現在（休止中、みなし指定事業所及び基準該当事業所を含む。）

※は地域密着型サービス

上記のうち、第7期計画期間中に整備した事業所は以下のとおりです。※地域密着型サービスのみ

サービス種類	1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中	総計
居宅サービス									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	1	2	1	1	0	0	0	0	4
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	1	0	0	0	0	0	1	2
看護小規模多機能型居宅介護	0	1	0	0	0	0	0	0	1
施設・居住系サービス									
認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和2年10月1日現在

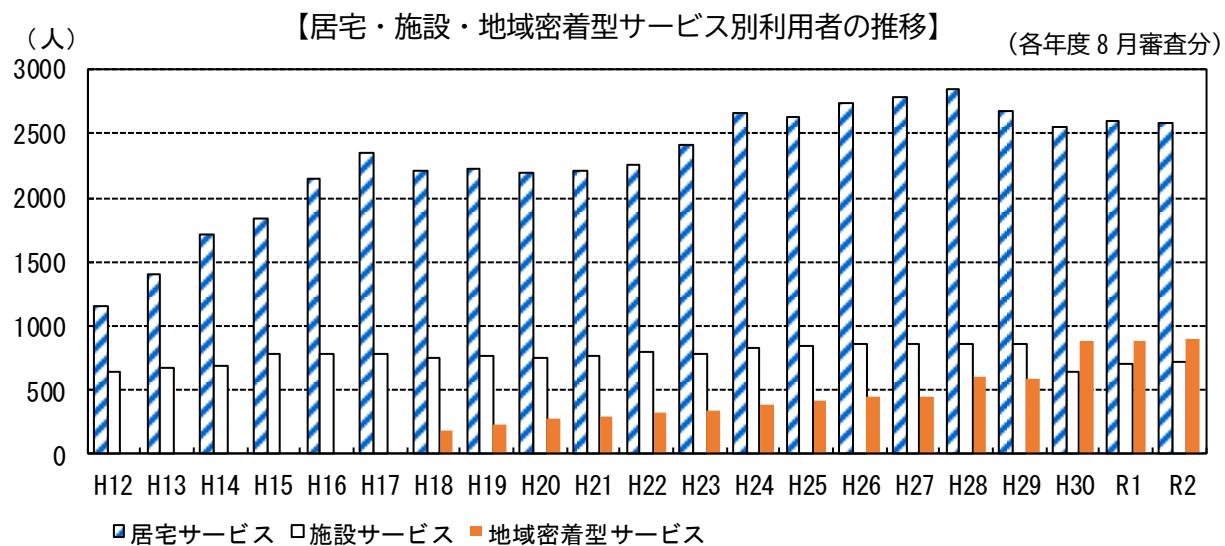
2 介護保険サービスの利用状況

(1) 介護サービス利用者数の推移

居宅サービス利用者数は、第5期（平成24年～平成26年度）以降は横ばいで推移しています。平成29年4月からの総合事業の開始に伴い、要支援者の居宅サービス利用者が減少したため、平成29年度の利用者数は減少しました。

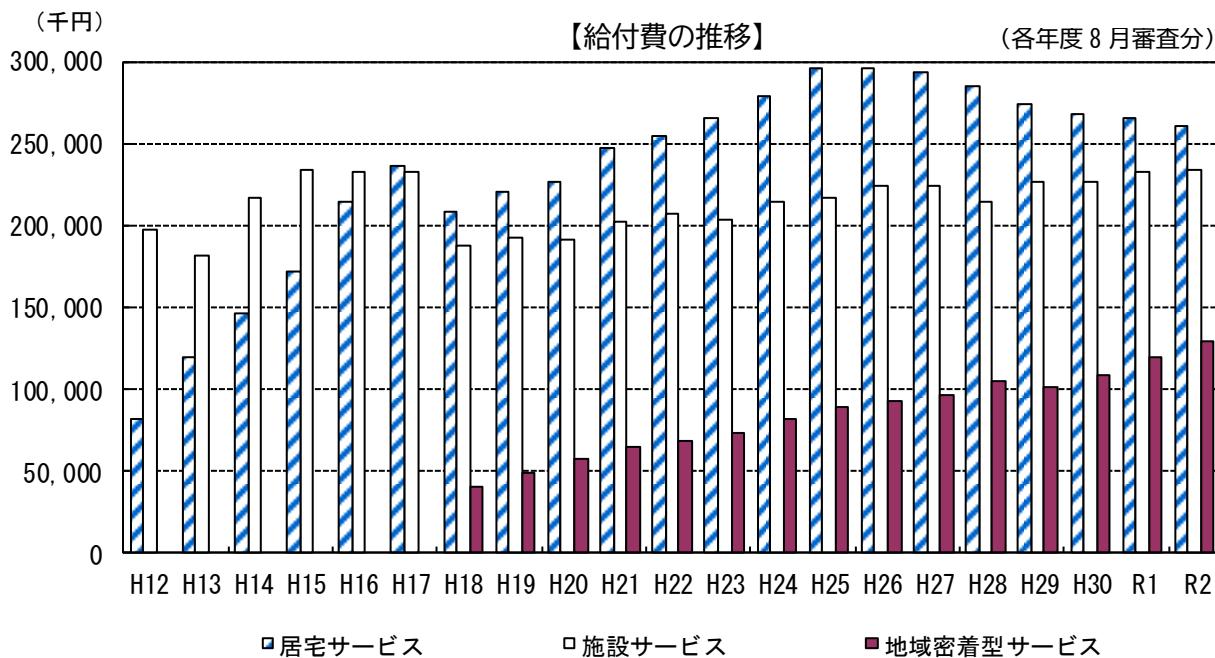
施設サービス利用者数は、施設数に応じた増加となっています。

平成18年に創設の地域密着型サービス利用者数は、新規サービスもあり毎年増加しています。



(2) 保険給付費の推移

地域密着型サービスのみ、年々増加傾向にあります。



(3) サービス毎の状況

第7期計画期間中において、計画値と比較して利用実績が少なかったサービスとしては、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護があげられます。

一方、利用実績が多かったものとしては、訪問入浴介護、短期入所療養介護、地域密着型通所介護があげられます。

【利用実績の推移】

(単位：円)

居宅サービス・介護予防サービス		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
(介護予防)訪問介護	計画値	572,858,000	579,628,000	585,870,000
	実績値	539,350,051	539,853,633	578,484,931
	達成率	94.1%	93.1%	98.7%
(介護予防)訪問入浴介護	計画値	33,072,000	33,772,000	35,620,000
	実績値	42,449,109	44,217,585	50,686,112
	達成率	128.3%	130.9%	142.3%
(介護予防)訪問看護	計画値	181,954,000	190,008,000	198,336,000
	実績値	164,365,632	154,153,375	148,963,678
	達成率	90.3%	81.1%	75.1%
(介護予防)訪問リハビリテーション	計画値	19,589,000	26,182,000	32,350,000
	実績値	5,224,592	14,944,188	25,548,247
	達成率	26.6%	57.0%	79.0%
(介護予防) 居宅療養管理指導	計画値	28,679,000	31,823,000	35,432,000
	実績値	30,889,231	34,173,491	30,451,055
	達成率	107.7%	107.3%	85.9%
(介護予防)通所介護	計画値	1,076,291,000	1,029,101,000	1,009,422,000
	実績値	1,069,952,218	1,032,401,542	1,014,305,363
	達成率	99.4%	100.3%	100.5%
(介護予防)通所リハビリテーション	計画値	94,913,000	104,401,000	113,782,000
	実績値	93,885,621	98,881,360	92,281,777
	達成率	98.9%	94.7%	81.1%
(介護予防)短期入所生活介護	計画値	327,663,000	322,767,000	317,929,000
	実績値	323,563,976	316,877,238	301,258,955
	達成率	98.7%	98.1%	94.8%
(介護予防)短期入所療養介護	計画値	9,943,000	8,489,000	7,664,000
	実績値	15,885,936	21,767,421	18,574,228
	達成率	159.7%	256.4%	242.4%
(介護予防)特定施設入居者生活介護	計画値	267,780,000	291,949,000	316,555,000
	実績値	254,635,966	265,227,831	253,767,096
	達成率	95.0%	90.8%	80.2%
(介護予防)福祉用具貸与	計画値	201,731,000	198,390,000	198,144,000
	実績値	213,878,970	220,004,592	227,394,106
	達成率	106.0%	110.8%	114.8%
(介護予防)特定福祉用具購入	計画値	6,848,000	7,389,000	7,574,000
	実績値	9,150,867	8,105,269	10,501,886
	達成率	133.6%	109.6%	138.7%

地域密着型(介護予防)サービス		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	計画値	88,671,000	98,998,000	108,469,000
	実績値	41,048,171	45,391,641	62,986,881
	達成率	46.2%	45.8%	58.1%
夜間対応型訪問介護	計画値	—	—	—
	実績値	—	—	—
	達成率	—	—	—
地域密着型通所介護	計画値	92,953,000	95,387,000	100,654,000
	実績値	134,224,807	168,916,868	165,765,224
	達成率	144.4%	177.0%	164.7%
(介護予防)認知症対応型通所介護	計画値	15,308,000	15,223,000	14,934,000
	実績値	794,031	1,668,233	149,019
	達成率	—	—	—
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	計画値	578,069,000	584,509,000	592,238,000
	実績値	436,533,090	510,783,026	611,691,586
	達成率	75.5%	87.3%	103.3%
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	計画値	638,637,000	637,940,000	636,596,000
	実績値	635,984,972	638,434,537	670,114,922
	達成率	99.5%	100.0%	105.3%
地域密着型特定施設入居者生活介護	計画値	—	—	—
	実績値	—	—	—
	達成率	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	計画値	—	—	—
	実績値	—	—	—
	達成率	—	—	—
看護小規模多機能型居宅介護	計画値	128,272,000	198,849,000	205,356,000
	実績値	55,072,291	62,097,705	99,447,739
	達成率	42.9%	31.2%	48.4%

住宅改修・介護支援サービス

(介護予防)住宅改修	計画値	18,286,000	15,732,000	18,297,000
	実績値	18,594,508	17,880,431	15,934,270
	達成率	101.6%	113.6%	87.1%
居宅介護支援(介護予防支援)	計画値	359,830,000	360,879,000	360,649,000
	実績値	362,068,598	354,761,158	346,578,193
	達成率	100.6%	98.3%	96.1%

施設サービス

介護老人福祉施設	計画値	1,387,129,000	1,396,908,000	1,406,065,000
	実績値	1,351,396,041	1,364,147,051	1,376,289,582
	達成率	97.4%	97.6%	97.9%
介護老人保健施設	計画値	1,266,595,000	1,263,728,000	1,260,294,000
	実績値	1,274,057,887	1,371,721,979	1,419,181,844
	達成率	100.5%	108.5%	112.1%
介護療養型医療施設 (令和2年度:介護医療院)	計画値	54,491,000	54,515,000	54,515,000
	実績値	41,060,358	46,985,735	79,152,323
	達成率	75.3%	86.1%	145.2%

※令和2年度のみ10月審査分までの実績をもとに見込を算出しています。他年度は年報から算出しています。

3 介護給付等対象サービスの確保と利用量の見込み

(1) 介護給付等対象サービス基盤整備の方向性について

第8期計画では、地域包括ケアの深化と介護保険制度の持続可能性の確保を基本的考え方とし、団塊の世代がすべて75歳に達する令和7（2025）年を目指した地域包括ケアシステムの整備、更に団塊ジュニア世代が65歳に達し、現役世代が急減する令和22（2040）年の双方を見据えた中長期的な視野に立った施策等の展開が図られます。介護給付等対象サービス基盤の新規整備についても、その方向性に沿ったものにする必要があります。

一方、既存の施設については、第8期計画以降も、引き続き利用者が安全・安心に利用できる環境の整備を図ります。土砂災害警戒区域等に位置する事業所に対しては避難確保計画を策定するよう指導を行い、当該区域等からの移転等の災害対応を行う場合には災害対応が適切になされるよう支援していきます。

(2) 施設系・居住系サービスの整備方針

令和2年6月時点の本市の特別養護老人ホームの在宅待機者は、新規入所対象となる要介護3以上において103人であり、施設系・居住系サービスの整備方針を定める上では、これらの在宅待機者が課題となります。

また、令和3年以降における要介護認定者数の推計によると、団塊の世代が後期高齢者に移行するのに伴い、認定者数は再び増加する見込みです。

認定者数の推計（要介護3以上の推計値）と、令和2年10月時点における米沢市の施設・居住系、有料老人ホームの定員数を比較したところ、令和3年から要介護認定者数に対し、定員数が下回る状況となることがわかりました。ただし、在宅で生活可能な方が一定数存在するため、全ての人が施設入居を希望するわけではありませんが、中ビジョンに掲げた「自分に合った住まいや住まい方の選択ができる」を達成するため、公募及び協議により事業者を指定して医療と介護の両面から支える体制の構築に努めます。

特養待機者の推移

(単位：人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
待機者数	133	105	104	103

※ 特別養護老人ホームへの入所申込者調査（各年6月時点）

有料老人ホームの状況

種別	定員数				入居状況
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
有料老人ホーム	544	537	543	543	469
サービス付き高齢者住宅	134	134	134	134	121
合計	678	671	677	677	590

※ 入居状況：令和2年10月調査

米沢市の施設・居住系、有料老人ホームの定員数（単位：人）

種別	令和2年度
施設・居住系※	1,215
有料老人ホーム	543
サービス付き高齢者住宅	134
小計	1,892
軽費老人ホーム	50
合計	1,942

※施設・居住系…介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

要介護3以上の認定者数と、施設・居住系、有料老人ホームの定員数との比較

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
認定者数	1,855	1,929	1,970	1,993	1,995	2,013
定員数	1,892	1,892	1,892	1,892	1,892	1,892
余剰数	37	△37	△78	△101	△103	△121

※上記「定員数」に軽費老人ホームは含んでいません（介護軽度者向け施設のため）。

(3) 居宅系サービスの整備方針

令和7年、令和22年を見据えて、計画的な整備・管理をしていきます。

①訪問系サービスについて

訪問系サービスのうち、訪問介護については令和2年11月時点において事業所数に変化はありません。しかし、訪問ヘルパーの確保については、全国的に困難な状況となってきています。本市においても、訪問介護は高齢者の在宅介護を支えていく上で必要性の高いサービスであることから、事業所及び関係者等の意見を踏まえてサービスの在り方について検討していきます。

【訪問介護事業所数（実績）】

平成30年度	令和元年度	令和2年度
21	20	21*

*令和2年11月1日時点

【利用者数（1カ月あたり）】

(単位：人)

種別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
訪問介護	699	654	615	623	625	597	605
総合事業	47	42	49	55	60	43	35
合計	746	696	664	678	685	640	640

令和元年及び令和2年については実績値。令和3年からは見える化システムによる推計値。

②通所系サービスについて

第7期計画期間中に小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、整備が進んだことから新たな整備は見込みません。

本市の通所介護サービス事業所数は、県内平均及び全国平均と比較して、給付額及び事業所数が共に上回っており、また、現在指定されている通所介護及び地域密着型通所介護事業所について、令和3年度から計画で見込んでいる利用者数に対し、定員数が大きく上回っています。

介護保険法第70条第10項及び第11項において、居宅サービスの指定に関し、介護保険事業計画で定める居宅サービスの種類ごとの量が見込量に達しているか、若しくは居宅サービスを指定することにより達する見込みがある場合には、県に対し協議を求めることができると定められています。

通所系サービスについては整備が十分に進んでいるため、県との協議の上で適正な供給を管理していきます。

【平成30年度】	米沢市	山形県平均	全国平均
第1号被保険者1人当たり給付月額	3,574円	3,484円	2,597円
サービス提供事業所数（人口10万対）	30.9	27.5	19.3

【通所介護等：1日あたり利用者数】 (単位：人)

種別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年	定員
通所	477	484	488	489	488	493	747
地密通所	73	91	92	92	92	93	139
総合事業	88	81	83	85	77	62	—
合計	638	656	663	666	657	648	886

令和2年は令和2年4月から10月までの実績値平均。令和3年から令和22年は見える化システムによる推計値。

(4) サービスごとの利用量の見込み

① 施設サービス

第8期計画期間中、新たに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）及び介護医療院について整備を推進します。

また、米沢市地域防災計画で、土砂災害警戒区域等に位置する施設が移転等をする場合には災害対応がなされるよう支援していきます。

【施設サービスの見込み】

(単位：人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
地域密着型 介護老人 福祉施設	利用定員	0	0	29	29	29
	延利用者数	0	0	29	348	348
介護老人 福祉施設	利用定員	475	475	475	475	475
	延利用者数	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
介護老人 保健施設	利用定員	369	369	369	369	369
	延利用者数	4,428	4,428	4,428	4,428	4,428
介護医療院	利用定員	18	18	23	78	78
	延利用者数	216	216	221	936	936

【地域密着型介護老人福祉施設の特徴】

サービスの内容	入浴・排せつ・食事等の介護、相談と援助、社会生活上の便宜の供与などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話をを行い、要介護者である入所者が能力に応じて自立した日常生活を営めるように目指す。
入所対象者	要介護3以上の要介護者を対象とした、定員が29人以下の施設
その他	できるだけ居宅の生活への復帰を念頭に置く

【介護医療院の特徴】

サービスの内容	①療養上の管理 ②看護 ③医学的管理の下での介護 ④機能訓練等の必要な医療 ⑤日常生活上の世話をを行う
入所対象者	病状が安定期にある方で、上記①から④までのサービスを必要とする以下に該当する方。 (1)重篤な身体疾患有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等である要介護者 (2)(1)以外の要介護者
その他	在宅の生活への復帰を目指してサービスが提供される

② 地域密着型サービス

高齢者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービスとして、地域密着型サービスが平成18年度から創設されています。

地域密着型サービスには

- ・原則として米沢市の住民のみが利用可能
- ・事業所の指定、指導監督は米沢市が行う
- ・日常生活圏域に配慮して整備が行われる
- ・地域の実情に応じて国の定める範囲内で弾力的に指定基準・報酬設定が行えるなどの特徴があります。

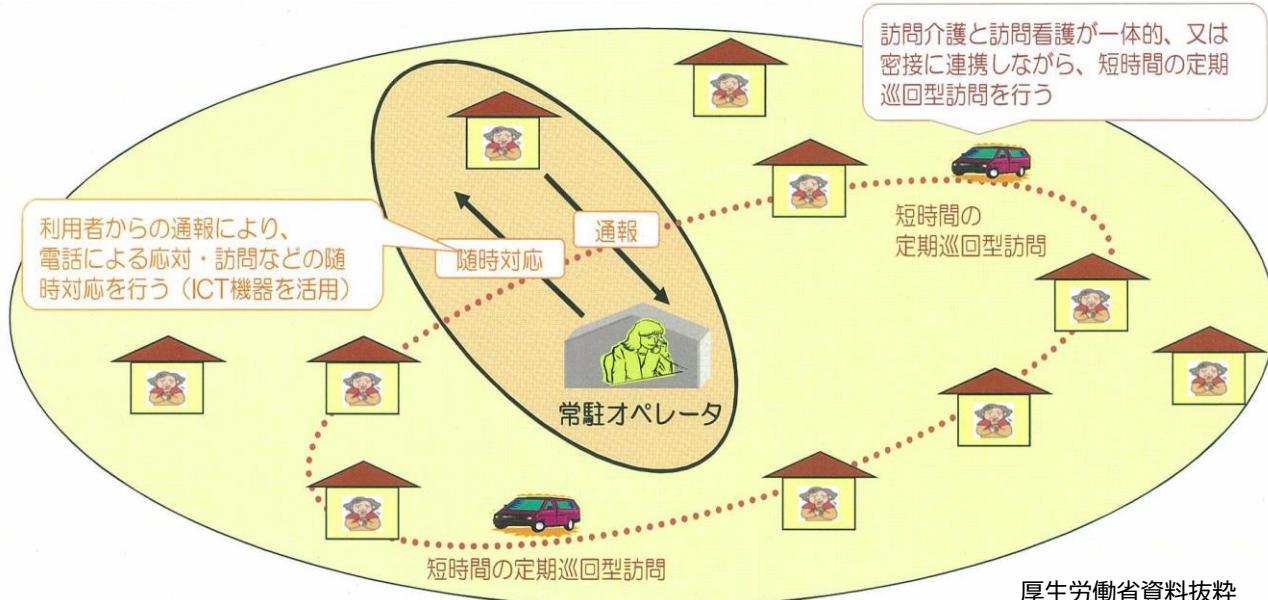
«定期巡回・随時対応型訪問介護看護»

要介護者に対して、定期的な巡回により、または随時通報を受けて訪問し、介護福祉士等による入浴、排せつ、食事等の介護や、看護師等による療養上の世話や、診療の補助等を提供するサービスです。第7期計画期間中に整備が進んだことから、新たな整備を見込みません。

(単位:施設)

年度	日常生活圏域毎の分布								延人数
	1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中	
令和3年度	—	1	2	—	—	—	—	—	3 600
令和4年度	—	1	2	—	—	—	—	—	3 600
令和5年度	—	1	2	—	—	—	—	—	3 600
令和7年度	—	1	2	—	—	—	—	—	3 600
令和22年度	—	1	2	—	—	—	—	—	3 600

◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護のイメージ



«夜間対応型訪問介護»

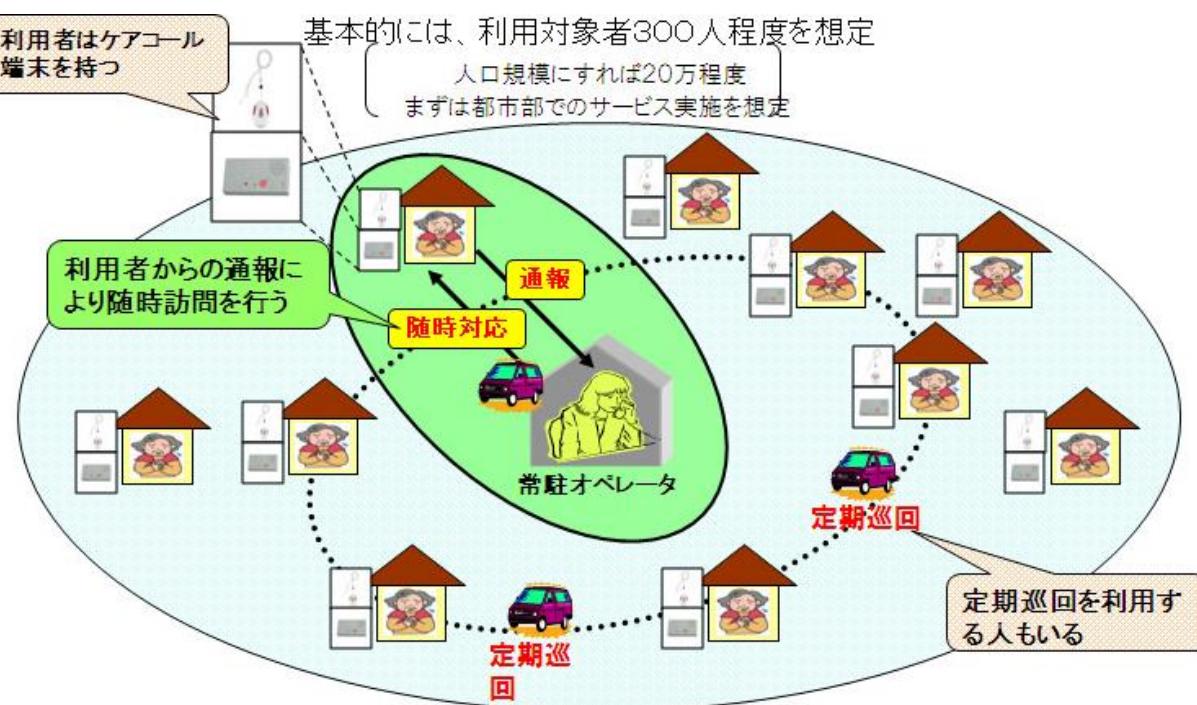
要介護者の夜間における在宅での生活を安心して継続させるため、定期的な巡回、または通報を受けて介護福祉士等が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や、緊急時の対応などを行うサービスです。

おおむね人口 20 万人以上の都市において実施されることが想定されたサービスであり、本市においては、当面利用者を見込みません。

(単位：人)

年度	日常生活圏域毎の分布									延人数
	1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中	計	
令和 3 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和 4 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和 5 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和 7 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和 22 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

◆夜間対応型訪問介護のイメージ（厚生労働省資料抜粋）



厚生労働省資料抜粋

«地域密着型通所介護（定員18人以下の通所介護事業所）»

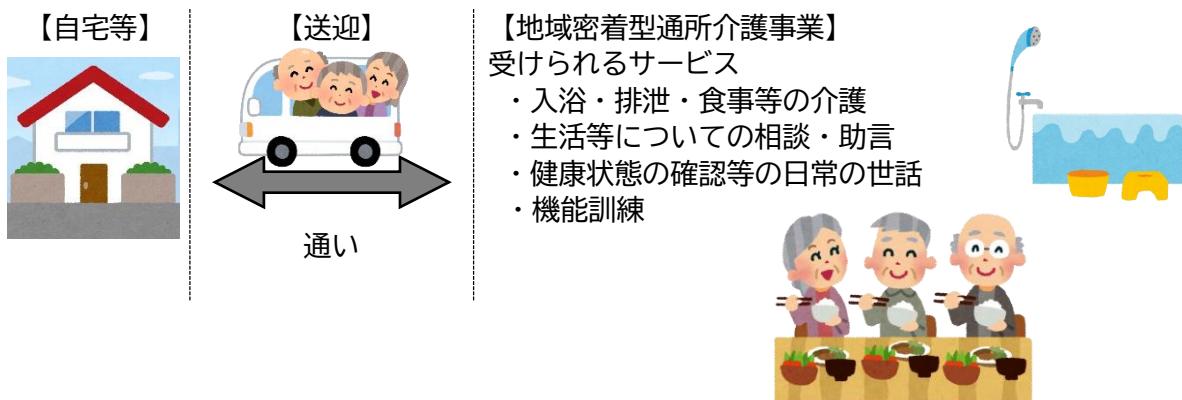
地域密着型通所介護は、事業所に通ってきてもらい入浴・排せつ・食事等の介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常の世話と機能訓練を提供するサービスです。

居宅サービスの通所介護と合わせると、必要数の整備が進んでいることから新たな整備を見込みません。

(単位：人)

年度	日常生活圏域毎の分布								延人数
	1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中	
令和3年度	33	43	15	48	0	10	0	0	149 2,724
令和4年度	33	43	15	48	0	10	0	0	149 2,748
令和5年度	33	43	15	48	0	10	0	0	149 2,748
令和7年度	33	43	15	48	0	10	0	0	149 2,760
令和22年度	33	43	15	48	0	10	0	0	149 2,796

◆地域密着型通所介護のイメージ



«認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）»

認知症対応型通所介護は、比較的安定した状態にある認知症の要介護者・要支援者が通いながら、食事等日常生活上の世話及び機能訓練を受けるものです。

本市においては、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護で総合的な支援が確保できているため利用者を見込みません。

(単位：人)

年度	日常生活圏域毎の分布									延人数
	1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中	計	
令和3年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和4年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和5年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和22年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

«小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）»

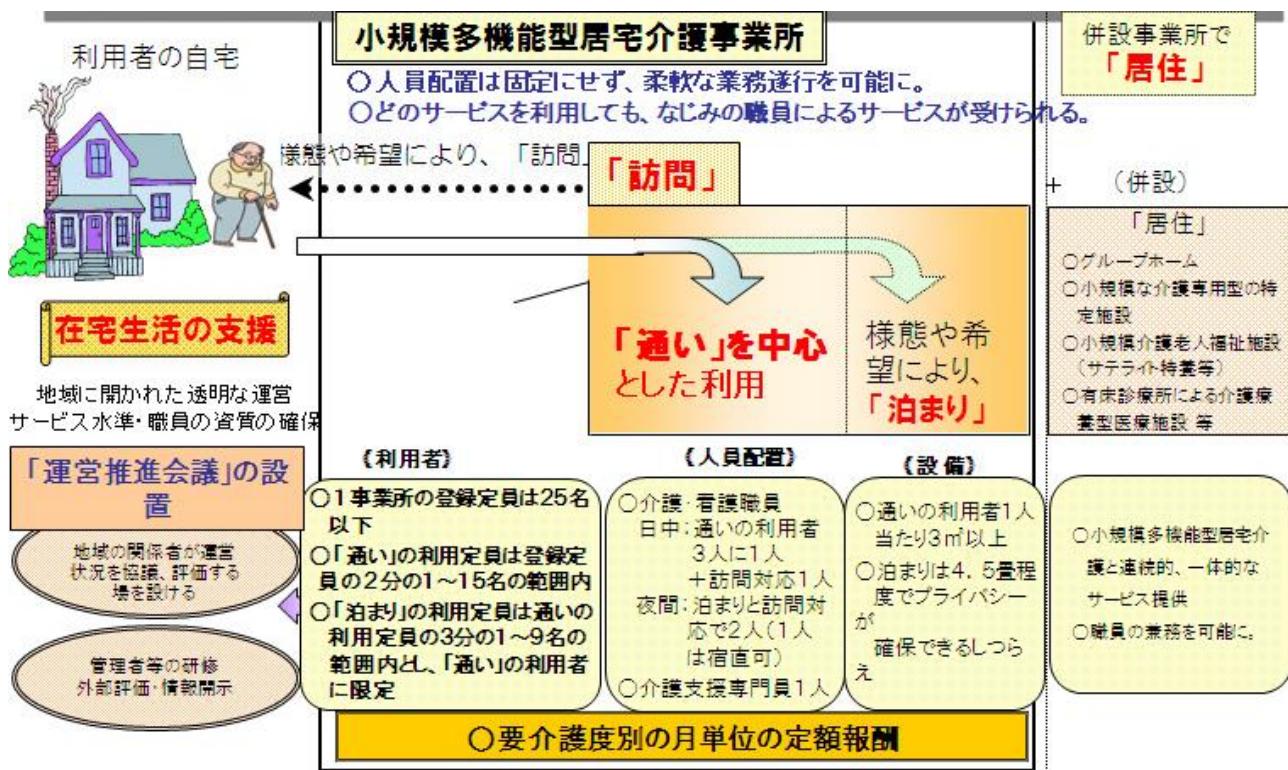
小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心に利用者の状態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組合せ柔軟なサービス提供を行うものです。

小規模多機能型居宅介護については整備が進んでいることから、第8期計画期間中に新たな整備を行いません。

(単位：人)

年度	日常生活圏域毎の分布								延人数	
	1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中		
令和3年度	79	50	29	54	29	—	29	29	299	2,724
令和4年度	79	50	29	54	29	—	29	29	299	2,748
令和5年度	79	50	29	54	29	—	29	29	299	2,748
令和7年度	79	50	29	54	29	—	29	29	299	2,760
令和22年度	79	50	29	54	29	—	29	29	299	2,796

◆小規模多機能型居宅介護のイメージ



厚生労働省資料抜粋

«認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）»

認知症の状態にあり、要介護認定を受けた人が5~9人で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で食事、排せつ、入浴等の介護、その他の日常生活の支援や機能訓練を受けるサービスです。

認知症対応型共同生活介護は整備が進んでいることから、第8期計画期間中に新たな整備を行いません。

(単位：人)

年度	日常生活圏域毎の分布								延人数	
	1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中		
令和3年度	45	0	36	54	54	18	9	0	216	2,592
令和4年度	45	0	36	54	54	18	9	0	216	2,592
令和5年度	45	0	36	54	54	18	9	0	216	2,592
令和7年度	45	0	36	54	54	18	9	0	216	2,592
令和22年度	45	0	36	54	54	18	9	0	216	2,592

◆認知症対応型共同生活介護のイメージ



【利用できる人】

- ・認知症（急性期をのぞく）の高齢者で、認知症である方のうち、少人数での共同生活を営むことに支障がない方

【提供するサービス】

- ・入浴、排せつ、食事等の介護
- ・日常生活上の世話
- ・機能訓練



«看護小規模多機能型居宅介護»

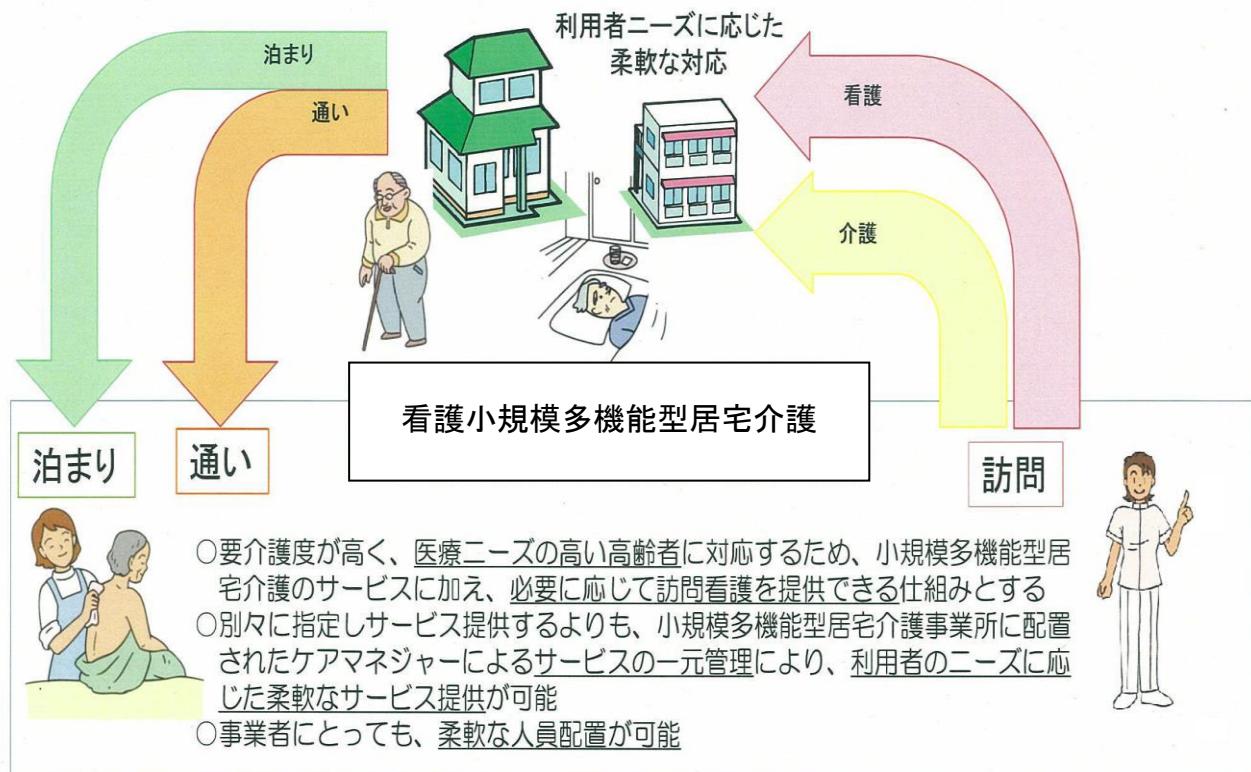
小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせて提供するサービスです。

看護小規模多機能型居宅介護については整備が進んでいることから、第8期計画期間中に新たな整備を行いません。

(単位：人)

年度	日常生活圏域毎の分布								延人数
	1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中	
令和3年度	0	24	0	0	0	29	0	0	53 636
令和4年度	0	24	0	0	0	29	0	0	53 636
令和5年度	0	24	0	0	0	29	0	0	53 636
令和7年度	0	24	0	0	0	29	0	0	53 636
令和22年度	0	24	0	0	0	29	0	0	53 636

◆看護小規模多機能型居宅介護のイメージ



厚生労働省資料抜粋

③ 基準該当サービス

第1期及び第2期計画期間においては、サービスの基盤整備が大きな課題となっていたため、施設の新規建設や基準該当サービス※を登録するなどして供給量不足の解消に努めてきましたが、サービスの基盤整備は順調に進み、サービスの量不足はおおむね解消されたと言える状況にあることから、第8期事業計画においても、サービス見込み量の推計にあたっては新たな基盤整備を見込まず、既存の基準該当サービスについてのみ見込みます。

※基準該当サービス：都道府県が指定するサービス事業所の要件の一部を満たしていない事業所のうち、一定水準を満たす事業所について、市町村が必要と認めるとき、そのサービスを保険給付の対象とするもの。

④ 居宅サービス・介護予防サービス

居宅サービス（要介護1～5の認定を受けた人を対象）、介護予防サービス（要支援1・2を受けた人を対象）の見込みにあたっては、在宅でのサービス利用者数を基に、サービスごとに利用実績を踏まえ推計しています。

なお、居住系サービスである特定施設入所居者生活介護については、既存の介護付き有料老人ホームが3施設（137床）整備されており、当面の必要性は確保されていることから、第8期計画期間において新たな整備を見込みません。

【居宅サービスの見込み】

(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問介護	回数	216,948	220,308	220,308	220,500	221,736
	人数	7,452	7,488	7,524	7,536	7,620
訪問入浴介護	回数	4,188	4,308	4,308	4,332	4,332
	人数	804	828	828	828	828
訪問看護	回数	29,040	29,652	30,444	30,588	30,876
	人数	3,624	3,708	3,804	3,804	3,840
訪問リハビリテーション	回数	15,960	16,128	17,712	16,656	16,932
	人数	1,320	1,332	1,464	1,380	1,404
居宅療養管理指導	人数	5,124	5,256	5,316	5,352	5,412
通所介護	回数	139,224	140,736	141,336	142,272	144,216
	人数	15,264	15,420	15,492	15,600	15,804
通所リハビリテーション	回数	10,512	10,476	10,560	10,788	10,968
	人数	1,572	1,572	1,584	1,608	1,632
短期入所生活介護	日数	37,704	38,292	38,340	38,352	39,120
	人数	3,852	3,900	3,912	3,948	4,020
短期入所療養介護	日数	2,580	2,580	2,580	2,580	2,580
	人数	300	300	300	300	300
特定施設入居者生活介護	人数	1,404	1,404	1,416	1,428	1,440
福祉用具貸与	人数	16,236	16,476	16,512	16,524	16,752
特定福祉用具購入	人数	264	276	276	288	288
住宅改修	人数	132	132	132	132	132
居宅介護支援	人数	23,112	23,220	23,232	23,364	23,736

【介護予防サービスの見込み】

(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防訪問入浴介護	回数	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数	2,508	2,508	2,508	2,508	2,508
	人数	324	324	324	324	324
介護予防訪問リハビリテーション	回数	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	人数	156	156	156	156	168
介護予防通所リハビリテーション	人数	108	108	108	108	108
介護予防短期入所生活介護	日数	24	24	24	24	24
	人数	12	12	12	12	12
介護予防短期入所療養介護	日数	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	156	168	168	168	168
介護予防福祉用具貸与	人数	1,944	1,944	1,956	1,956	1,992
特定介護予防福祉用具購入	人数	96	96	96	96	96
住宅改修	人数	36	36	36	36	36
介護予防支援	人数	2,256	2,268	2,280	2,292	2,328

⑤ 市町村特別給付

市町村特別給付は、市町村が第1号被保険者の保険料を財源として、介護保険サービス以外の独自のサービスを実施するものです。

市町村特別給付としては、配食サービス、寝具乾燥サービス、訪問理美容サービスなどが想定されていますが、市町村特別給付の対象者は要介護・要支援者に限定されるため、認定を受けていない方へのサービス提供を行うことが出来ないほか、第1号被保険者の保険料のみで実施することになるため、第1号被保険者の保険料の増額に直接つながることになります。

これらのことから、本市では市町村特別給付については、第8期計画期間中は実施しないこととします。

(5) 給付費の見込み

各介護サービスの給付費は、厚生労働省地域包括ケア「見える化」システムにおける将来推計機能を使用し、見込み額を設定しました。

特定入所者介護サービス費は、平成17年10月から介護保険施設等における「居住費」と「食費」について保険給付の対象外となり、利用者が全額自己負担することになりました。これにより所得の低い人の負担が重くならないよう「特定入所者介護サービス費」制度を設け、居住費・食費について、一部を保険給付することにより負担の軽減を図っており、前年度の実績や施設整備の状況などをもとに試算しています。

高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費については、前年実績に給付費の伸び率を乗じて計算しています。

【第8期計画期間の年度毎の給付費】

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1) 居宅サービス					
訪問介護	592,800,000	601,649,000	601,908,000	602,840,000	606,545,000
訪問入浴介護	53,904,000	55,439,000	55,439,000	55,782,000	55,782,000
訪問看護	128,983,000	132,340,000	135,609,000	135,290,000	136,390,000
訪問リハビリテーション	46,649,000	47,159,000	51,794,000	48,676,000	49,485,000
居宅療養管理指導	28,072,000	28,802,000	29,154,000	29,419,000	29,737,000
通所介護	1,061,748,000	1,077,333,000	1,080,256,000	1,085,676,000	1,101,267,000
通所リハビリテーション	86,983,000	86,858,000	87,427,000	88,850,000	90,186,000
短期入所生活介護	306,120,000	311,651,000	311,662,000	310,277,000	316,937,000
短期入所療養介護	27,328,000	27,344,000	27,344,000	27,344,000	27,344,000
特定施設入居者生活介護	270,347,000	270,674,000	272,834,000	275,415,000	277,357,000
福祉用具貸与	217,862,000	222,536,000	222,678,000	222,883,000	226,040,000
特定福祉用具購入	7,243,000	7,621,000	7,621,000	7,926,000	7,926,000
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	98,249,000	97,420,000	97,420,000	96,135,000	93,967,000
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	193,044,000	193,151,000	193,151,000	201,449,000	203,862,000
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	665,459,000	681,593,000	684,548,000	678,970,000	691,650,000
認知症対応型共同生活介護	672,149,000	672,985,000	672,985,000	672,964,000	672,644,000
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	97,062,000	97,062,000	97,062,000
看護小規模多機能型居宅介護	101,241,000	104,854,000	104,854,000	104,854,000	104,854,000
(3) 住宅改修					
(4) 居宅介護支援					
(5) 介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	1,398,228,000	1,399,003,000	1,399,003,000	1,486,578,000	1,498,826,000
介護老人保健施設	1,441,673,000	1,442,473,000	1,442,473,000	1,508,972,000	1,525,880,000
介護医療院	71,067,000	71,106,000	92,989,000	313,488,000	313,488,000
介護給付費計(小計) ··· (I)	7,827,210,000	7,890,245,000	8,026,465,000	8,407,786,000	8,489,640,000

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1)介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	8,900,000	8,905,000	8,905,000	8,905,000	8,905,000
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	678,000	678,000	678,000	678,000	728,000
介護予防通所リハビリテーション	3,781,000	3,783,000	3,783,000	3,783,000	3,783,000
介護予防短期入所生活介護	168,000	168,000	168,000	168,000	168,000
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	10,134,000	10,853,000	10,853,000	10,853,000	10,853,000
介護予防福祉用具貸与	12,808,000	12,808,000	12,892,000	12,892,000	13,127,000
介護予防特定福祉用具購入	3,053,000	3,053,000	3,053,000	3,053,000	3,053,000
(2)介護予防地域密着型サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	8,984,000	8,989,000	8,989,000	9,550,000	10,111,000
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
(3)住宅改修	3,065,000	3,065,000	3,065,000	3,065,000	3,065,000
(4)介護予防支援	10,123,000	10,183,000	10,236,000	10,290,000	10,452,000
予防給付費計(小計) ··· (II)	61,694,000	62,485,000	62,622,000	63,237,000	64,245,000
総給付費(合計) ··· (III)=(I)+(II)	7,888,904,000	7,952,730,000	8,089,087,000	8,471,023,000	8,553,885,000

【標準給付費見込額の算定】

(単位:円、件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総給付費	7,888,904,000	7,952,730,000	8,089,087,000	8,471,023,000	8,553,885,000
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響調整後）	219,328,282	197,176,443	198,630,469	199,094,115	200,413,315
高額介護サービス費等給付額（財政影響調整後尾）	162,563,574	176,836,203	192,361,929	227,622,405	804,329,776
高額医療合算介護サービス費等給付額	20,896,287	21,064,805	21,219,660	21,269,760	21,410,951
算定対象審査支払手数料	7,414,540	7,474,320	7,529,270	7,547,050	7,597,170
審査支払手数料支払件数	105,922	106,776	107,561	107,815	108,531
標準給付費見込額 (A)	8,299,106,683	8,355,281,771	8,508,828,328	8,926,556,330	9,587,636,212

4 地域支援事業について

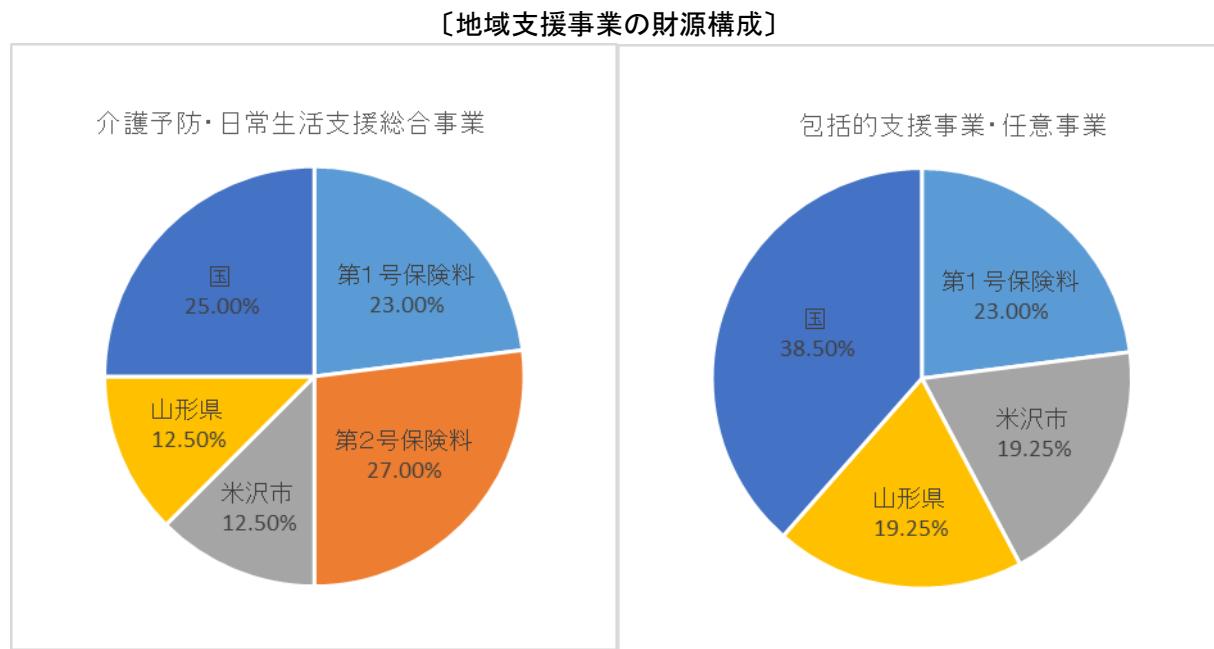
(1) 地域支援事業の実施

高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した生活を送ることができるように支援することを目的として、市町村が実施する事業で、全市町村が行なう必須事業（「介護予防・日常生活支援総合事業」及び「包括的支援事業」）と、市町村の判断により行われる「任意事業」の3事業から構成されています。

活 動 支 援 総 合 事 業	介護予防・生活支援サービス事業	要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援も含めた多様な支援を実施する事業
	一般介護予防事業	住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進する事業
包括的支援事業	総合相談支援業務	高齢者に関する相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じ地域包括支援センターのその他の業務を含めて支援を行う事業
	権利擁護業務	高齢者に対する虐待の防止及び早期発見のための事業等、権利侵害からの救済、権利侵害防止のための支援、適切な権利行使のための支援を行う事業
	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、あらゆる社会資源を切れ目なく活用することができるケアマネジメントの環境整備、個々の介護支援専門員への支援を行う事業
	介護予防ケアマネジメント	高齢者が要介護状態等になることの予防やその重症化の予防、改善を図り、自立した生活を送れるように支援を行う事業
社会保障充実分	在宅医療・介護連携推進事業	疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養しながら生活を継続できるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、多職種協働により包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供できる体制構築を図る事業
	生活支援体制整備事業	高齢者の在宅生活を支えるため、住民主体の活動やボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、社会福祉協議会、協同組合、シルバー人材センター等の多様な事業主体による重層的なサービス提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進する事業
	認知症総合支援事業	認知症施策大綱を踏まえ、事後的な対応から早期・事前的な対応へとケアの流れを変え、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域の良い環境で生活を継続できる社会の実現を目指す事業
	地域ケア会議推進事業	地域ケア会議での個別事例の検討等を通じ、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域課題や有効な支援策を抽出し地域のネットワーク構築を図る等、高齢者への支援の土台となる社会基盤の整備へつなぐ事業
任意事業	介護給付等費用適正化事業	介護給付等に要する費用の適正化のための事業
	家族介護支援事業	介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業
	その他の事業	その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業

(2) 地域支援事業の財源構成

介護予防・日常生活支援総合事業については、第1号保険料、第2号保険料、公費で構成されますが、包括的支援事業・任意事業については、第1号保険料と公費で構成されます。



(3) 地域支援事業の見込額

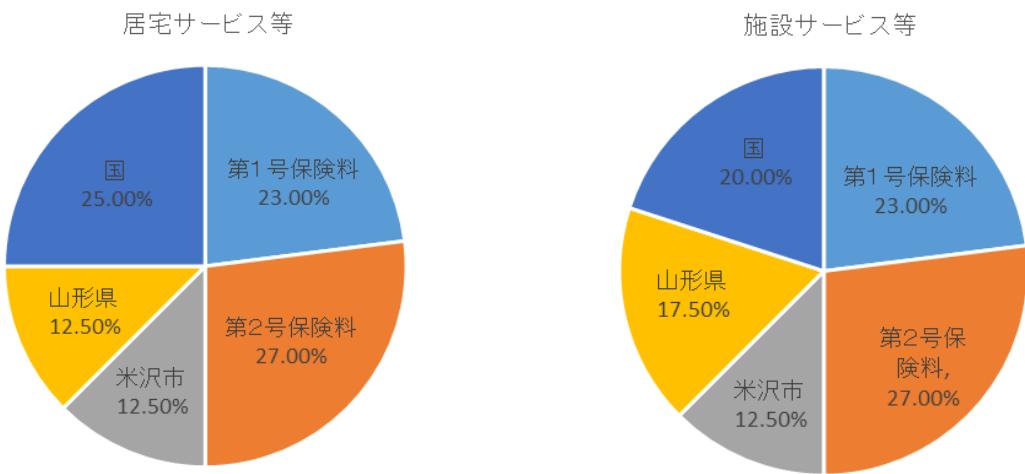
(単位：円)

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業	164,681,803	167,303,804	169,992,324	160,539,504	136,516,345
包括的支援事業 (地域包括支援センター運営費) 及び任意事業費	145,454,493	157,090,852	169,658,120	133,948,969	123,654,644
包括的支援事業 (社会保障充実分)	21,013,818	21,743,393	22,601,665	20,384,840	20,384,840
合計	331,150,114	346,138,049	362,252,109	314,873,313	280,555,829

5 第8期計画の保険料について

(1) 費用の負担割合

第8期介護保険事業計画期間（令和3年度～令和5年度）における介護給付費のうち第1号被保険者の保険料で負担する部分が23%と定められています。



(2) 第1号保険料の収納状況

本市の決算時における第1号保険料（現年度分）の収納率は、平成30年度で99.31%、令和元年度で99.35%となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

【保険料収納状況】

(単位：円、%)

区分	平成30年度			令和元年度		
	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
1 現年調定分	1,706,281,600	1,694,466,428	99.31	1,690,393,200	1,679,401,992	99.35
特別徴収	1,581,086,300	1,582,004,900	100.06	1,565,002,300	1,565,977,400	100.06
	125,195,300	112,461,528	89.83	125,390,900	113,424,592	90.46
2 滞納繰越分	31,150,203	6,482,742	20.81	26,058,447	6,006,245	23.05
合 計	1,737,431,803	1,700,949,170	97.90	1,716,451,647	1,685,408,237	98.19

(3) 介護保険の基金の活用

これまでに積み立てた介護給付費準備基金から繰り入れることにより、介護保険料の上昇を一定程度抑えます。

介護給付費準備基金

介護保険料については、中期財政運営（3年間）を行うことにより、通常、計画期間の初年度に剩余金が生じることが見込まれ、当該剩余金を財源として2年度目または3年度目の給付費に充てることがあります。

その際の当該剩余金について適切に管理する必要があるため、保険者はこの剩余金を管理するための基金を設置するものとされています。

(4) 保険料段階の細分化（弾力化）

① 標準段階との比較

本市では、第6期計画から介護保険法施行令第38条及び第39条に定める標準9段階を細分化し、11段階とすることで、負担能力に応じた保険料負担を図ってきました。

第8期計画でも、前期計画から引き続き11段階とし、以下の表のとおりとします。

標準的な段階		対象者	米沢市	
第1段階	0. 50	市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者、生活保護受給者及び市民税世帯非課税者（合計所得金額+課税年金収入≤80万円）	→	第1段階 0. 50
第2段階	0. 75	市民税世帯非課税者（合計所得金額+課税年金収入≤120万円）	→	第2段階 0. 75
第3段階	0. 75	市民税世帯非課税者（第1段階・第2段階以外）	→	第3段階 0. 75
第4段階	0. 90	市民税本人非課税者（合計所得金額+課税年金収入≤80万円）	→	第4段階 0. 90
第5段階	1. 00	市民税本人非課税者	→	第5段階 1. 00
第6段階	1. 20	市民税課税者で合計所得金額が120万円未満の者	→	第6段階 1. 20
第7段階	1. 30	市民税課税者で合計所得金額が210万円未満の者	→	第7段階 1. 30
第8段階	1. 50	市民税課税者で合計所得金額が320万円未満の者	→	第8段階 1. 50
第9段階	1. 70	前各段階に該当しない者	市独自 市独自	第9段階 1. 70 第10段階 1. 85 第11段階 2. 00

② 第7期保険料との比較

第7期における保険料段階の第7段階から第9段階の対象者について、国の定める基準所得金額が改正されたことに伴い、下表のとおり区分を定めます。

【第7期】

第7段階	市民税課税者で合計所得金額が120万円以上200万円未満の者
第8段階	市民税課税者で合計所得金額が200万円以上300万円未満の者
第9段階	市民税課税者で合計所得金額が300万円以上400万円未満の者

【第8期】

第7段階	市民税課税者で合計所得金額が120万円以上210万円未満の者
第8段階	市民税課税者で合計所得金額が210万円以上320万円未満の者
第9段階	市民税課税者で合計所得金額が320万円以上400万円未満の者



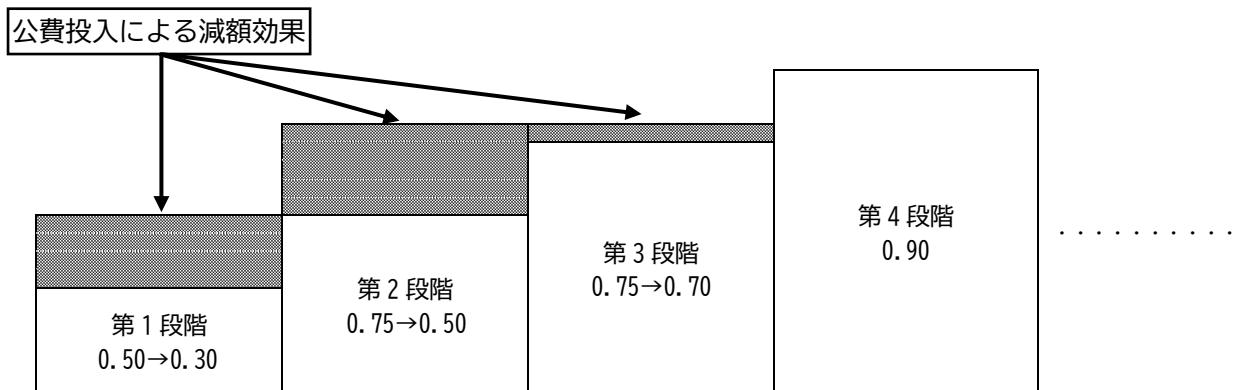
③ 市民税世帯非課税者への減額制度について

市民税世帯非課税者の負担を軽減するため、国：1／2、県：1／4、市：1／4の負担割合で公費を投入し、第1段階から第3段階までの保険料を減額します。

このことにより、令和3年度から令和5年度の保険料の負担割合は以下のとおり減額される予定です。

保険料段階	減額前の負担割合	令和3～5年度の負担割合
第1段階	0.50	0.30 ($\Delta 0.20$)
第2段階	0.75	0.50 ($\Delta 0.25$)
第3段階	0.75	0.70 ($\Delta 0.05$)

【令和3～5年度】



(5) 保険料の算定方法

第8期の保険料は下記の算定方法によって算出されます。

◆保険料収納必要額の算出

標準給付見込み額及び地域支援事業費見込額 × 第1号被保険者負担割合（23%）

第1号被保険者の負担割合は第7期と同様23%です。

+ 調整交付金相当額

市町村間の格差を是正するために国の負担割合に上乗せする形で交付される交付金。

調整交付金交付割合：標準給付見込み額の5%

- 調整交付金見込額

標準給付費見込額 × （後期高齢者加入割合と所得段階別加入割合を全国平均と比較して算出される調整交付金見込交付割合を6.5%程度と推計）

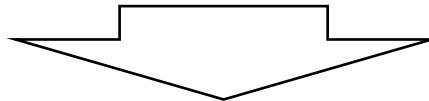
+ 財政安定化基金拠出金

県が設置する財政安定化基金に拠出金を支出するのですが、第4期以降は拠出率が0%です。

- 介護給付費準備基金取崩額

介護給付費準備基金は介護保険事業計画期間の保険料の收支を調整するために設置しています。基金の一部を取り崩して保険料に充てることにより保険料の軽減を図ることができます。

保険料収納必要額



◆保険料額の設定

保険料賦課総額の算出

保険料収納必要額に保険料予定収納率99.35%（過去3年の平均値）を加味して賦課総額を算出します。

所得段階別加入割合補正後被保険者数の算出

所得段階ごとの保険料の負担額に応じて補正した第1号被保険者数を算出します。

保険料の基準月額の算出

保険料賦課総額を所得段階別加入割合補正後被保険者数で割り、基準月額を算出します。

所得段階別保険料額の設定

(6) 保険料の算定

保険給付費見込額、地域支援事業費等により保険料収納必要額を算出し、保険料基準月額を算出した結果、以下のようになりました。

【第8期介護保険料基準額の算出】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額…(A)	8,299,106,683	8,355,281,771	8,508,828,328	25,163,216,782
地域支援事業費…(B)	331,150,114	346,138,049	362,252,109	1,039,540,272
第1号被保険者負担分相当額…(C) ((A) + (B)) × 23%	1,984,959,063	2,001,326,559	2,040,348,501	6,026,634,122
調整交付金相当額…(D)	423,189,424	426,129,279	433,941,033	1,283,259,736
調整交付金見込額…(E)	567,920,000	559,934,000	558,048,000	1,685,902,000
準備基金取崩額…(F)				107,000,000
保険料収納必要額…(G) (C)+(D)-(E)-(F)				5,516,991,858
予定保険料収納率…(H)				99.35%
所得段階別加入割合補正後被保険者数…(I)	25,199	25,125	25,064	75,388人
保険料(年額)…(J) (G) ÷ (H) ÷ (I)				73,660
保険料(月額)…(K) ((J) ÷ 12)				6,138

保険料段階の多段階化に伴う影響を考慮して試算すると以下のとおりになります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
所得段階別加入割合補正後被保険者数…(I)	25,356人	25,281人	25,219人	75,856人
保険料(年額)…(J) (G) ÷ (H) ÷ (I)				73,205円
保険料(月額)…(K) ((J) ÷ 12)				6,100円

(7) 基金等の繰り入れによる効果額

	令和2年度～令和5年度
標準段階を採用した場合の介護報酬改定や自然増による基準額(自然体)	6,257円
多段階化を実施することによる影響額	38円
介護保険の準備基金繰入による引下げ影響額	119円
基準額(月額)	6,100円

(8) 保険料の将来推計(保険料段階ごとの対象者分布、負担割合を第8期と同一とした場合の推計)

	令和7年度	令和22年度
所得段階別加入割合補正後被保険者数	25,149人	23,216人
保険料(年額)	81,060円	111,024円
保険料(月額)	6,755円	9,252円

(9) 保険料率

令和3年度から令和5年度までの第8期計画期間の第1号被保険者保険料について、段階ごとに算出次のように設定しました。

【第7期】

段階	対象者	保険料率	年額(円)	構成割合
1	生活保護受給者 市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 市民税世帯非課税者(合計所得金額+課税年金収入額≤80万円)	基準額 $\times 0.50$ $\rightarrow 0.45$ $\rightarrow 0.30$	34,500 $\rightarrow 31,000$ $\rightarrow 20,700$	13.08%
2	市民税世帯非課税者(合計所得金額+課税年金収入額80万円を超えて120万円以下)	基準額 $\times 0.75$ $\rightarrow 0.50$	51,700 $\rightarrow 34,500$	7.24%
3	市民税世帯非課税で第1段階、第2段階以外	基準額 $\times 0.75$ $\rightarrow 0.70$	51,700 $\rightarrow 48,300$	7.77%
4	本人が市民税非課税者(世帯課税 本人の合計所得金額+課税年金収入額≤80万円)	基準額 $\times 0.90$	62,100	18.21%
5	本人が市民税非課税者(世帯課税)	基準額 $\times 1.00$	69,000	21.21%
6	本人が市民税課税(合計所得金額が120万円未満の者)	基準額 $\times 1.20$	82,800	15.95%
7	本人が市民税課税(合計所得金額が120万円以上200万円未満の者)	基準額 $\times 1.30$	89,700	8.82%
8	本人が市民税課税(合計所得金額が200万円以上300万円未満の者)	基準額 $\times 1.50$	103,500	4.35%
9	本人が市民税課税(合計所得金額が300万円以上400万円未満の者)	基準額 $\times 1.70$	117,300	1.35%
10	本人が市民税課税(合計所得金額が400万円以上600万円未満の者)	基準額 $\times 1.85$	127,600	0.93%
11	本人が市民税課税(合計所得金額が600万円以上の者)	基準額 $\times 2.00$	138,000	1.06%

表中の下線部分：軽減後の保険料額です。

※「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」を控除した額
(「年金収入に係る所得額」の控除については第1、2、4段階のみになります。)

【第8期】

段階	対象者	保険料率	年額(円)	構成割合
1	生活保護受給者 市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 市民税世帯非課税者(合計所得金額+課税年金収入額≤80万円)	基準額 $\times 0.50$ $\rightarrow 0.30$	36,600 $\rightarrow 21,900$	11.6%
2	市民税世帯非課税者(合計所得金額+課税年金収入額80万円を超えて120万円以下)	基準額 $\times 0.75$ $\rightarrow 0.50$	54,900 $\rightarrow 36,600$	8.5%
3	市民税世帯非課税で第1段階、第2段階以外	基準額 $\times 0.75$ $\rightarrow 0.70$	54,900 $\rightarrow 51,200$	9.3%
4	本人が市民税非課税者(世帯課税 本人の合計所得金額+課税年金収入額≤80万円)	基準額 $\times 0.90$	65,800	12.5%
5	本人が市民税非課税者(世帯課税)	基準額 $\times 1.00$	73,200	22.3%
6	本人が市民税課税(合計所得金額が120万円未満の者)	基準額 $\times 1.20$	87,800	17.9%
7	本人が市民税課税(合計所得金額が120万円以上210万円未満の者)	基準額 $\times 1.30$	95,100	10.8%
8	本人が市民税課税(合計所得金額が210万円以上320万円未満の者)	基準額 $\times 1.50$	109,800	3.4%
9	本人が市民税課税(合計所得金額が320万円以上400万円未満の者)	基準額 $\times 1.70$	124,400	1.1%
10	本人が市民税課税(合計所得金額が400万円以上600万円未満の者)	基準額 $\times 1.85$	135,400	1.1%
11	本人が市民税課税(合計所得金額が600万円以上の者)	基準額 $\times 2.00$	146,400	1.5%